平成２２年（再ロ）第１０１５８号
千葉県野田市七光台442―70
再生債務者　佐藤　治昌
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月10日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月24日から平成23年３月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０号
石川県河北郡内灘町字ハマナス１丁目112番地
再生債務者　宮田　秀一
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月10日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月17日から平成23年３月３日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１号
佐賀県唐津市菜畑4208番地31
再生債務者　浦郷　孝一
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月25日から平成23年３月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（再ロ）第２号
佐賀県唐津市菜畑4208番地31
再生債務者　浦郷留美子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月14日まで
4　一般異議申述期間　平成23年２月25日から平成23年３月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１５号
秋田県湯沢市川連町字高橋70番地
再生債務者　後藤　一昭
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月３日まで
平成23年１月13日　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（再ロ）第１０００３号
茨城県日立市十王町伊師3905番地の５
再生債務者　高橋　克典
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月３日まで
平成23年１月13日　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（再ロ）第１２号
兵庫県川西市湯山台１丁目36番地の２
再生債務者　森　　克己
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月３日まで
平成23年１月13日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再ロ）第１３号
秋田県横手市雄物川町今宿字下谷地101番地２
再生債務者　佐々木幹雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月４日まで
平成23年１月14日　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（再ロ）第８９号
大阪府吹田市吹東町37番29号
再生債務者　東尾　　治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月10日まで
平成23年１月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第９号
北海道旭川市旭町１条14丁目688番地の64
メープルＣ棟206号室
再生債務者　岡　　英詩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月14日まで
平成23年１月14日　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第６号
福島県郡山市日和田町８丁目字仲頃20番地
再生債務者　鈴木　文恵
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月14日まで
平成23年１月13日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２２年（再ロ）第３８号
京都市北区大宮南林町19番地１
再生債務者　関川　徹生
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月14日まで
平成23年１月14日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第７号
大阪府泉南郡熊取町桜が丘１丁目14番４号
再生債務者　山本　　弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月14日まで
平成23年１月13日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１０１号
東京都葛飾区西新小岩１―１―２―431
再生債務者　玉岡　信子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０００３号
茨城県東茨城郡大洗町成田町44番地
再生債務者　米川　　昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月12日　水戸地方裁判所

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十三年一月八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年一月十一日
掲載頁　八十二頁（号外第五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年一月十一日
掲載頁　八十二頁（号外第五号）
（丙、丁）計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年一月二十四日
北海道根室市曙町二丁目二番地
（甲）株式会社タイエー
代表取締役　田家　徹
北海道根室市千島町二丁目四三番地
（乙）株式会社田家商店
代表取締役　田家　徹
北海道根室市昭和町一丁目一番地
（丙）有限会社コンピュエンス能戸
取締役　田家　徹
北海道根室市清隆町三丁目四番地
（丁）有限会社番場商店
取締役　田家　徹